

景観計画の変更内容

■変更内容

追加項目

1. 太陽光発電設備に関する事項の追加

宗像市の景観計画の変更内容に合わせ、世界遺産の緩衝地帯における太陽光発電設備に関して、景観形成基準に追加するものです。

ただし、陸屋根に設置する場合についての基準は省いています。

(建築設備)

・太陽光パネル及びフレームは、低明度、低彩度、低反射で建築物の屋根と一体的に見える色彩のものを使用し、突出部分を最小限にする

・太陽光発電の附属設備は、公共空間から目立たない場所に配置し、やむを得ず設置する場合は公共空間から見えないように隠すか、色彩基準に基づき修景する

(その他工作物)

・太陽光パネル及びフレームの色彩は、低明度、低彩度、低反射のもの、附属設備は、低明度かつ低彩度の目立たないものを使用する

2. 津屋崎千軒区域における附属建築物に関する屋根形状の基準緩和

現在の基準ではカーポートや倉庫など附属建築物も勾配屋根にする必要があるため、基準を緩和するものです。

(建築物)

・伝統的な屋根景観を維持するため、勾配屋根(切妻、入母屋、寄棟など)を採用する

(延べ床面積 30 m²以内かつ高さ 3m 以下の附属建築物(カーポート、倉庫など)はこの限りでない)

3. 重点区域候補地に「宮地嶽神社参道周辺区域」を追加

いわゆる「光の道」周辺を景観重点区域の候補地に追加するものです。

市の重要な観光資源でもあり、一部の地域からも声が上がっているものの、現在は重点区域候補地にも入っていません。地域全体の機運が高まったタイミングで対応できるようにするため、まずは重点区域候補地に位置付けます。

第2項 重点区域候補地 (P.50)

1. 畦町周辺区域
2. 福間浦周辺区域
3. 市道山手線周辺区域
4. 勝浦浜等集落周辺区域
5. 宮地嶽神社参道周辺区域

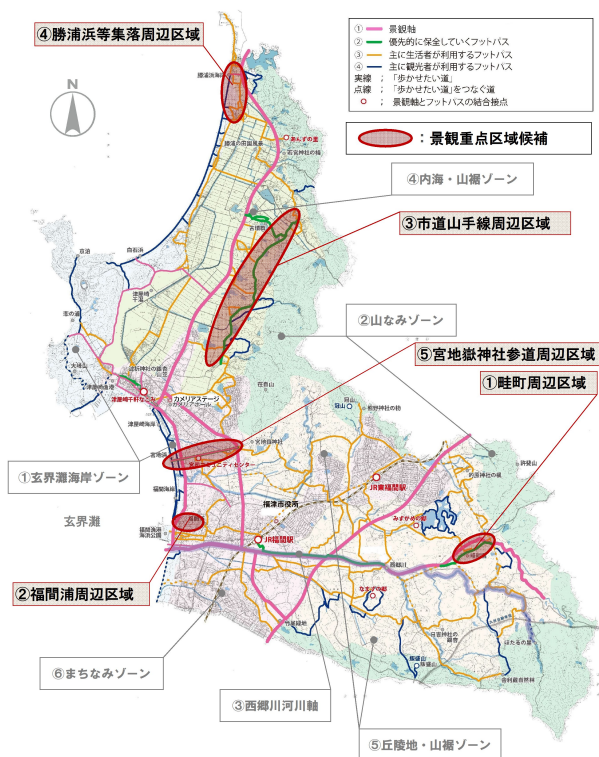
宮地嶽神社参道周辺区域

1) 基本的考え方

宮地嶽神社境内から宮地浜までまっすぐに伸びる参道の区域です。

年2回、夕陽がこの参道を一直線に照らす光景は「光の道」と呼ばれ、テレビで取り上げられたことから注目を浴び、多くの観光客が訪れる市を代表する景観資源となっています。

今後も、この区域の景観を継続的に守り・育てていけるような対策が必要です。



時点修正

1. 文章、図に関し時点修正を行います。